

2025年9月度衛生委員会

愛知オフィス

議長	産業医	衛生管理者	委員（従業員側）	
岩倉	大須賀	横山	岡田	今泉

はじめに

【開催日時】 2025年9月17日 13:00～14:00

【開催場所】 MCP事務所

【メンバー】 議長 岩倉七重

会社側 大須賀淳（産業医）

横山幸江（衛生管理者・議事/事務局）

従業員側 岡田ゆか

今泉久美子

議長挨拶：岩倉

- 【議題】
- ①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（8月）：横山
 - ②情報共有）MCCへの健康管理業務委託終了
 - ③ストレスチェック実施における審議（2025年）
 - ④『産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間』：大須賀先生
 - ⑤今月のテーマ『からだとこころにイイ！をはじめよう』：横山

議長挨拶

9月に入り、朝夕は少しずつ涼しくなってきましたが、日中はまだ暑さが残り、夏の疲れが出やすい時期です。

体調を崩しやすい季節の変わり目ですので、十分な休養とバランスのとれた生活を心がけていただければと思います。

また、10月にはストレスチェックの実施を予定しております。

働く上での心身の健康を守る大切な取り組みですので、委員会として実施方法や今後の活用について本日審議してまいります。

みなさんからのご意見をいただきながら、安心して働ける環境づくりに活かしていきたいと考えております。

①労働災害、通勤災害、時間外労働状況報告（8月）

愛知オフィス実績報告

1) 労災・通災（R7年8月度実績）

⇒労災：なし、通災：なし

(1)労災・通災状況

	8月	累計
労 災	休業	0
	不休業	0
	計	0
通 災	加害	0
	自損	0
	被害	0
	計	0

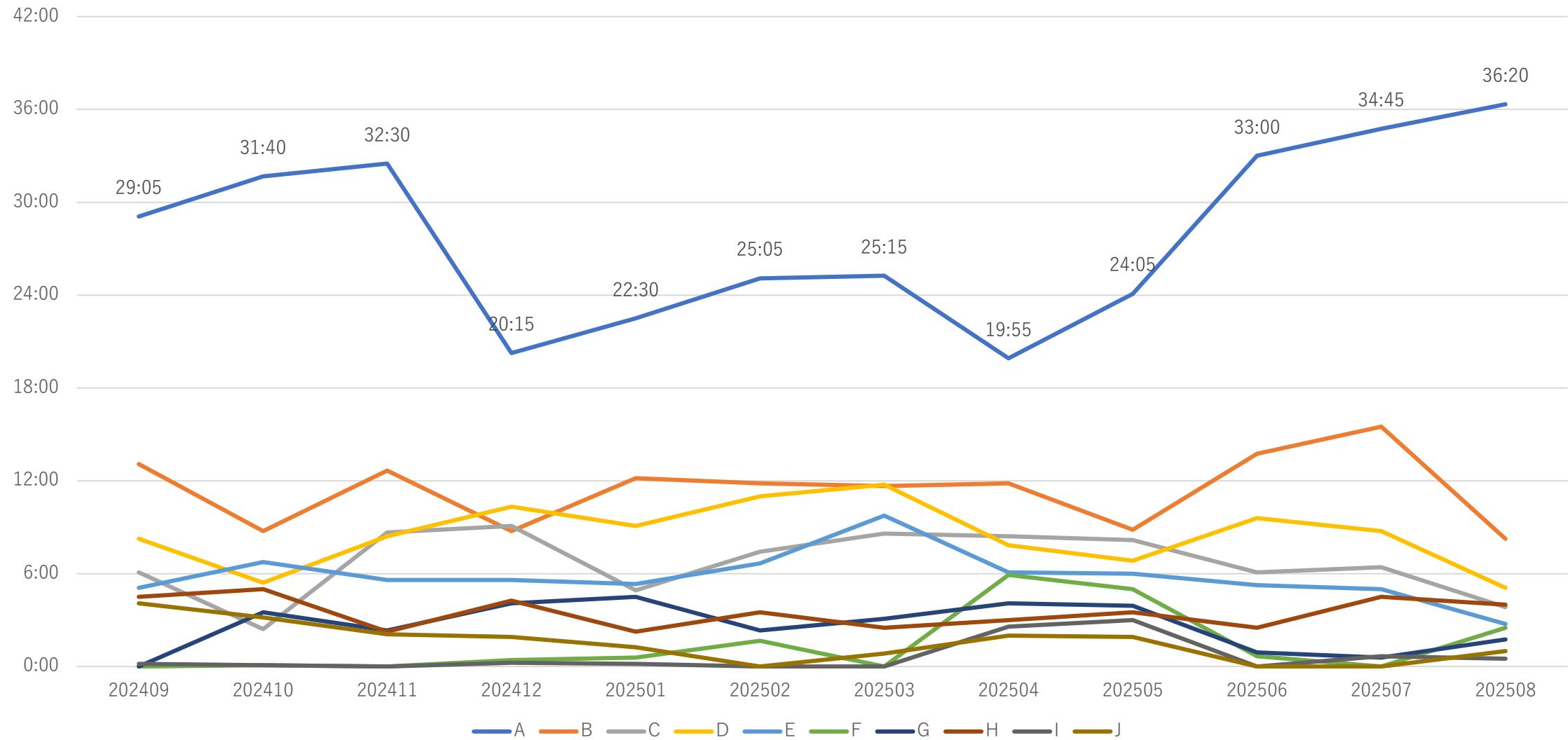
長時間労働→ 45h超え 0人
80h超え 0人

区分	派遣スタッフ 53名	運営スタッフ 3名
勤務形態	日8週40H超	フレックス
法定時間外労働	平均 0:33	0:00
	最大 29:35	0:00
法定内休出	平均 0:07	0:00
	最大 6:45	0:00
法定外+法定内	平均 0:41	0:00
	最大 36:20	0:00

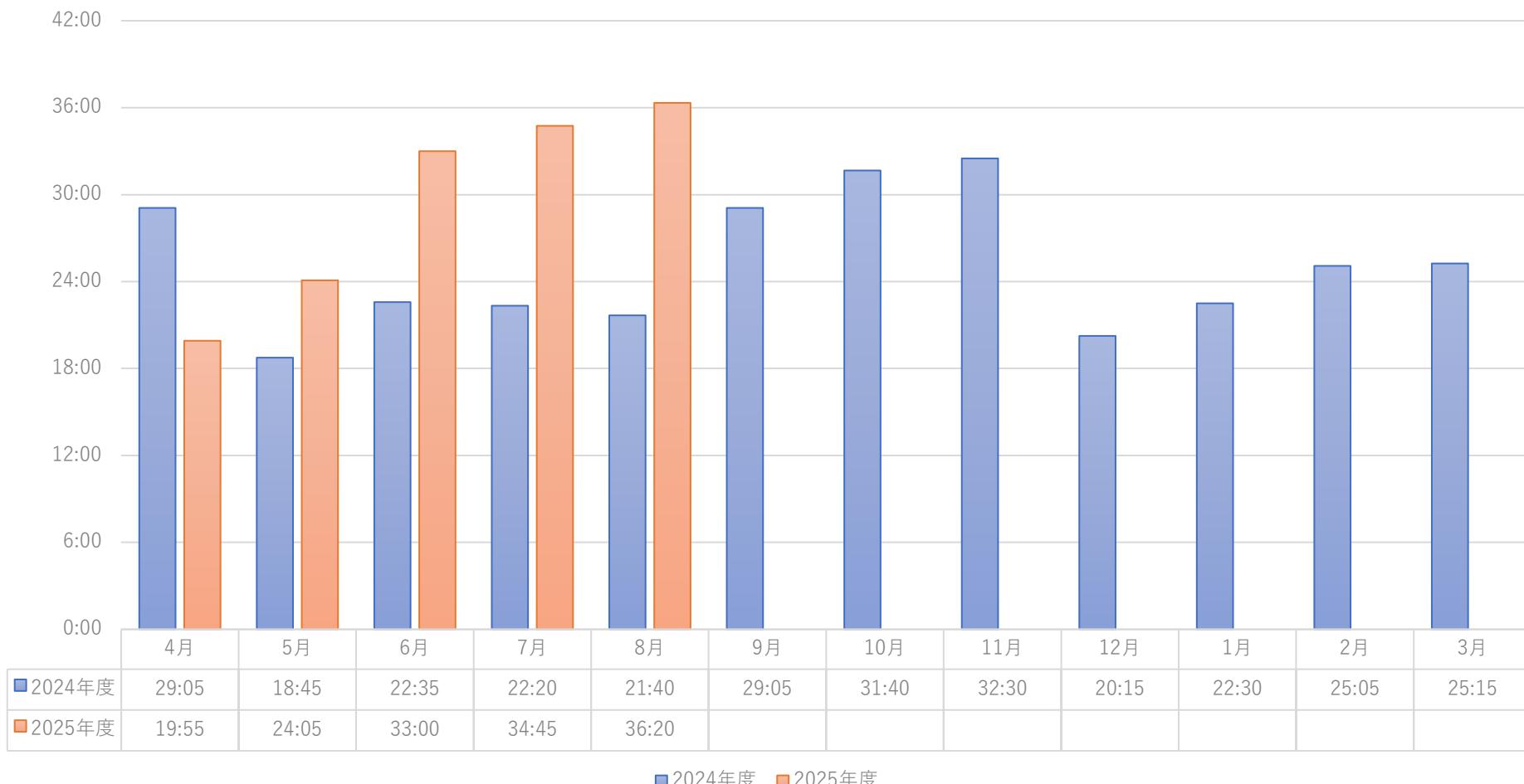
★法定時間外労働時間の単位

当社は勤務時間の計算単位は5分単位ですが、フレックスタイム制（運営スタッフ）の法定時間外労働時間は1ヶ月の暦日数によって異なるため、5分単位ではない場合があります。

8月時間外TOP10スタッフの推移



2カ所で働く派遣社員の時間外労働 + 法定労働時間前年度対比表



Aさんへ健康面、業務について確認した：体調は特に問題ないです。派遣先へ業務量の調整をお願いしている。

②情報共有) 健康管理業務委託終了・産業医交代について

- 現在、三菱ケミカル社へ健康管理業務を委託（産業医契約含む）
 - 契约期間満了に伴いMCCへの健康管理業務委託終了
 - それに伴い産業医交代を予定（現行契約期間～2025年12月31日）
 - ※ただし派遣先産業医として、派遣先の問題を相談することは今後も可能
 - 相談対応可能な派遣先：三菱ケミカル・三菱ケミカルエンジニアリング・ダイヤリックス
- 次期産業医候補と面談・打合せを実施中
- 契約開始日予定：2026年1月1日
- 現状共有の目的：
 - 今後の安全衛生管理に影響が出ないよう情報把握
 - ストレスチェック・健康診断対応の事前準備
- 新産業医決定後、委員会で正式報告・方針確認予定
- 議題の位置づけ：情報共有のみ（審議はなし）

ストレスチェック実施における 審議事項

2025年9月17日
エムシーパートナーズ株式会社
愛知オフィス

衛生委員会等において調査審議すべき事項



- ① ストレスチェック制度の目的に係る周知方法
- ② ストレスチェック制度の実施体制
- ③ ストレスチェック制度の実施方法
- ④ ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い
- ⑤ ストレスチェック結果の記録の保存方法
- ⑥ ストレスチェック、面接指導の利用目的及び利用方法
- ⑦ ストレスチェック、面接指導情報の開示、訂正、追加及び削除の方法
- ⑧ ストレスチェック、面接指導の関する情報の取扱いに関する苦情の処理方法
- ⑨ 労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること
- ⑩ 労働者に対する不利益な取扱いの防止

労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル
<厚生労働省労働基準局安全衛生部> ※抜粋

1. ストレスチェック制度とは

労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者に義務付ける制度。

労働者の受検義務はない。

※従業員数50人未満の事業場は努力義務

2. 目的

- 定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させる。
- 医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する。
- 検査結果を集団的に分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、リスクの要因そのものも低減させる。

3. 該当法令（2015年12月1日施行）

- 労働安全衛生法第66条の10
- 労働安全衛生規則第52条の2～8
- 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施
並びに面接指導結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針

実施方針

- ・平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」等に基づき、平成27年12月より適用開始となる「心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」と言う。）」を従業員を対象に実施する。
- ・ストレスチェックは、従業員自身のストレスへの気付きを促し、会社が実施するメンタルヘルス施策や社会資源等を利用して、健康な職場づくりにつなげることを主な目的とし、全従業員の受検を推奨する。
- ・法令遵守はもとより、適切な個人情報の管理や、受検者にとって不利益のない体制構築に注力する。

赤字⇒新システム「WEB版ストレスチェック」にて対応

9月

- ①データ登録
・拠点管理
・対象者
(2025/9/1現在)

9-10月

- ②衛生委員会にて
審議(各拠点)
③データ確認・修正
④書面対応者への
回答用紙の配布

10-11月

- ⑤ストレスチェック
実施
※個別案内、リマインド、
問合せ対応を含む

11-12月

- ⑥④を回収後、業者
へ送付
⑦産業医の承認作業
⑧事務従事者による
面談希望者の対応
⑨⑧の面談実施

1月

- 労基署報告
(各拠点)

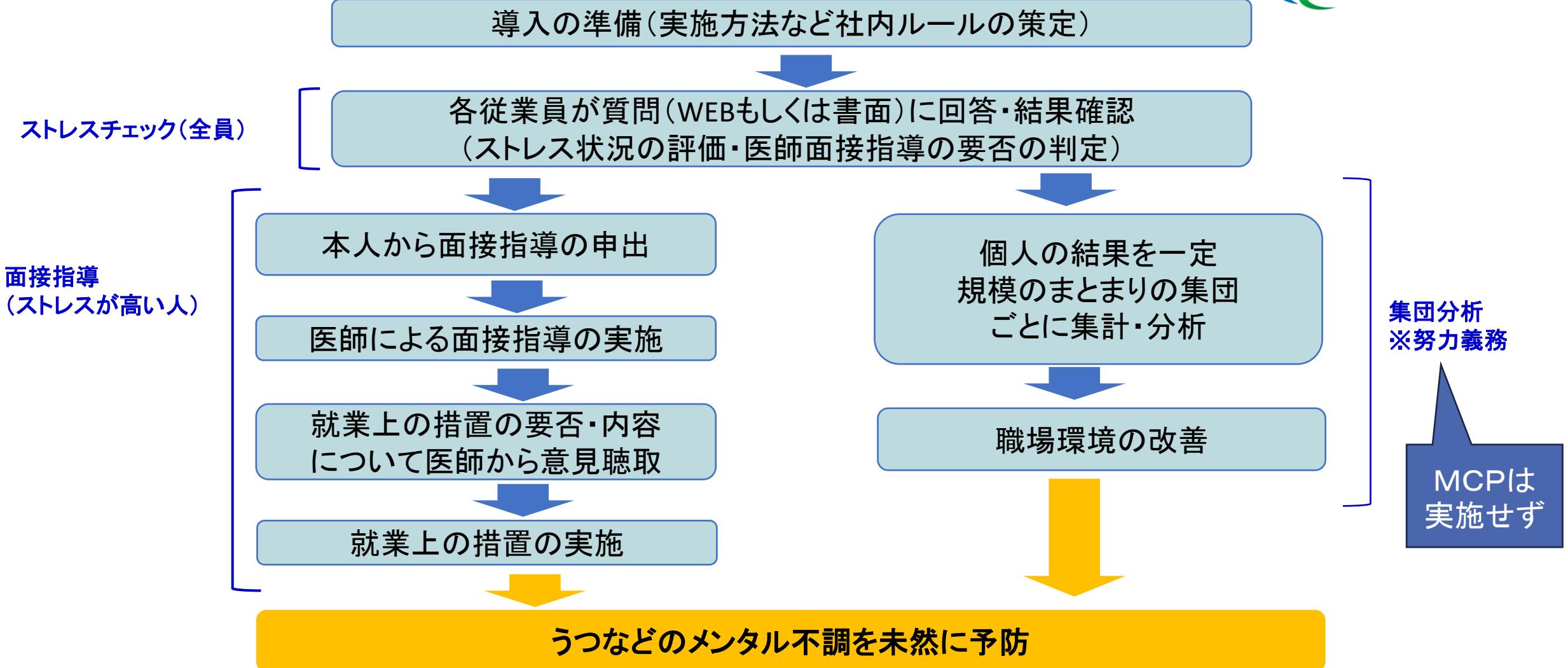
本社実施

各拠点実施

本社実施

各拠点実施

ストレスチェック制度の実施手順



ストレスチェックと面接指導の実施状況は、毎年、労働基準監督署に所定の様式で報告が必要(50人以上の事業場)

ストレスチェック制度の目的に係る周知方法、実施体制、実施方法 【①～③】

周知方法		メール もしくは 書面にて周知
実施体制	実施者	三菱ケミカル株式会社 本社 産業医 真鍋 憲幸
	ストレスチェック制度担当者	企画管理部 人事担当
	実施事務従事者	三菱ケミカル株式会社 本社 保健師 古閑 啓子
実施方法	対象者	社員・契約社員・嘱託・派遣社員
	時期	2025年10月20日（月）～11月9日（日）
	回答方法	ヘルスケアトータルソリューションズ社 「職場のストレスチェック（WEB）」
	調査項目	厚生労働省作成の職業性ストレス簡易調査票 57問
	高ストレス者の基準	厚生労働省基準（合計法）
	面接指導の申出先	愛知オフィス フォロー担当 もしくは 衛生管理者 横山幸江
	集団分析	実施しない

ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い【④】

受検有無の情報	企画管理部が受検状況を管理し、システムを通じたメール等で受検勧奨を行う
---------	-------------------------------------

ストレスチェック結果の記録の保存方法【⑤】

記録の保存方法	個人のストレスチェック結果は、各拠点の実施事務従事者が保存する（5年間） 面接指導の記録は、各拠点の実施者が保存する（5年間）
---------	--

ストレスチェックの受検の有無の情報の取扱い【④】

受検有無の情報	企画管理部が受検状況を管理し、システムを通じたメール等で受検勧奨を行う
---------	-------------------------------------

ストレスチェック結果の記録の保存方法【⑤】

記録の保存方法	個人のストレスチェック結果は、各拠点の実施事務従事者が保存する（5年間） 面接指導の記録は、各拠点の実施者が保存する（5年間）
---------	--

ストレスチェック、面接指導の利用目的・利用方法【⑥】

個人結果の通知方法	【WEB回答】 「職場のストレスチェック」システムにて結果を表示する
面接指導勧奨方法	高ストレス該当者には個人宛にメール等で通知する
ストレスチェック結果 及び面接指導結果の 共有方法 及び 共有範囲	<p>【共有方法】 ストレスチェックの結果はシステムにて管理 面接指導結果は各拠点にて管理</p> <p>【共有範囲】 受験者のシステム回答時の選択により次の通り共有 結果提供の許可：実施者、実做事務従事者、制度担当者（結果のみ） 結果提供の却下：実施者、実做事務従事者</p>
事業者へ提供するに当たっての本人の同意取得方法	受検者のシステム回答時の選択により同意を取得する
本人の同意を取得した上で実施者から事業者に提供するストレスチェック結果に関する情報の範囲	ストレスチェック結果、医師による面接指導の結果に基づく就業上の措置についての意見の情報を事業主へ開示する

ストレスチェック、面接指導情報の開示、訂正、追加及び削除【⑦】

面接指導の情報開示	自己データの事業主への報告内容等の情報開示を求める際には、拠点の実施者又は実施事務従事者に文書で連絡する
ストレスチェックの回答訂正等	回答完了後は、訂正、追加及び削除はできない
情報管理における守秘義務	実施者、実施事務従事者、ストレスチェック制度担当者はじめ本制度に関わる全ての者は、それらの職務を通じて知り得た社員等の秘密（ストレスチェック結果その他の社員等の健康情報）を、他人に漏らしてはならない

ストレスチェック、面接指導の情報の取り扱いに関する苦情処理方法【⑧】

苦情の申し立て	本制度に関する情報の開示等について苦情の申し立てを行う際には、ストレスチェック制度担当者（企画管理部・人事担当）に文書で連絡する
---------	--

労働者がストレスチェックを受けないことを選択できること 【⑨】

受検有無の選択	ストレスチェックの受検を推奨するが、強制的な受検指示は行わない
---------	---------------------------------

労働者に対する不利益な取扱いの防止 【⑩】

不利益な取り扱いの防止	次の内容を理由として不利益な取り扱いは行わない <ul style="list-style-type: none">・ストレスチェックを受検しないこと・医師による面接指導の申出を行ったこと・医師による面接指導が必要とされたにもかかわらず、面接指導の申出を行わないこと・高ストレスにおけるストレスチェック結果・医師による面接指導結果
-------------	---

その他

受検時間の取り扱い	所定就業時間帯 且つ 就業場所（会社が指定した場所）で受検する場合は、労働時間と見做す
多言語対応	日本語のみ対応可
接続機器	WEB版ストレスチェックシステムについては、パソコン・スマートフォンなどインターネット接続機器による利用が可能

以 上

③産業医へ衛生関係について質問、相談、討議の時間

<質問、相談、討議事項>

Q1. 従業員の健康管理は産業医の先生へ依頼していますが、産業医の健康管理はどなたがやっているのでしょうか？

<産業医> 契約形態によりますが産業医は基本的には嘱託契約が多く、企業として直接雇入れる場合は専属契約、他には業務委託契約など契約形態が異なります。契約により産業医の定期健康診断は、企業内で実施してくれる会社もあります。企業で複数の産業医がいるや統括産業医が選任されている場合にはお互いに健康管理を行ったり企業へ業務調整などの助言をすることが一般的です。その企業の健康管理に則り皆さんと同じように健康管理を行います。

Q2. ストレスチェック結果を職場の改善につなげるために、どのような活用が効果的でしょうか？

<産業医> 企業によっては、集団分析のデータ（個人を特定しない）を派遣先で開示しているところもあるのでみせてもらい、職場環境改善へ繋げていくとよいと思います（派遣元にて集団分析を行わない場合）。また面談等により改善のヒントが得られることもあると思いますが、それはストレスチェックに限らない話と思います。

今月のテーマ

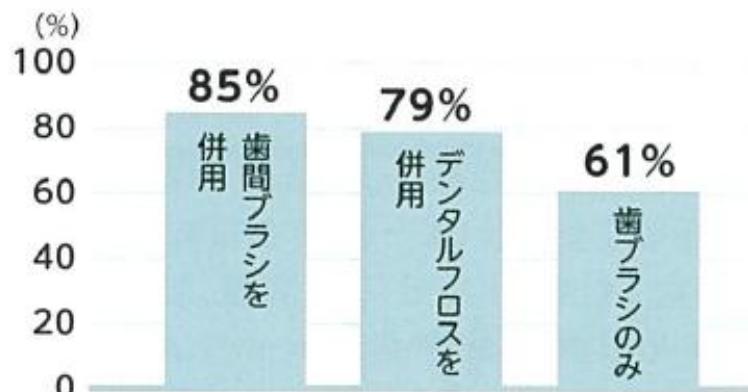
『からだとここに
いい！をはじめよう』



セルフケアとプロケアで + 歯と口の健康を守る

いつもの歯みがきに ケア用品をプラス

歯ブラシでのプラーク(歯垢)除去率は、実は60%程度。歯と歯の間の汚れをとる専用のケア用品を併用すると、その除去率はデンタルフロスで79%、歯間ブラシでは85%までアップします。自分の歯に合ったサイズのものを選んで、より効果的なケアを目指しましょう。



(高世直子、他：日歯保存誌48(2):272-277;2005. より一部改変)

豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用



定期的に 歯科医院へ行こう

口腔内のケアは、日常のセルフケアだけでは限界があります。歯科医院では歯の治療はもちろん、予防のための歯科健診や歯科相談も行っています。定期的にプロによるケアを受け、セルフケアの方法も見直して、歯と口を健康に保ちましょう。

豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用

あいさつから はじめよう



気持ちのいいあいさつのポイント

- ① 自分から声をかける
- ② 笑顔で元気に
- ③ 相手と視線を合わせる
- ④ 明るくはっきりと
- ⑤ 背筋をしっかり伸ばす

あいさつは人間関係の潤滑油

コミュニケーションにおいて、あいさつは非常に大事なこととされています。その理由は、あいさつが“相手のこころを開く”から。笑顔であいさつを交わすだけで、相手も自分も気持ちよく過ごすことができます。

豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用



10回目安で
繰り返す

“ながら” “あいま”で **イイ! 体操**

●歯みがきしながら **かかとの上げ下げ**

- ▶ 「1、2、3、4」と数えながら、かかとを上げてつま先立ちする
- ▶ 内ももを締めた状態で、ゆっくりかかとを下ろす



豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用

今月の 元気になるヒント

歯や口が衰えていない?
「オーラルフレイルチェック」



https://www.tkhs.co.jp/digi/tools/tools/calendar2025_oralfrail.html
(利用期限：2025年末)

オーラルフレイルとは、噛む、飲み込む、話すなどの口腔機能が低下すること。人は足腰の前に、歯や口の衰えがはじまるといわれています。滑舌の悪さや食べこぼし、むせなど、オーラルフレイルの可能性が「ある」「高い」人は、今すぐ予防・改善が必要です。



豊橋市国民健康保険
「まるごと！健康づくりカレンダー」より引用

次回 衛生委員会予定

- ・ 日時

2025年 10月 15日 (水) 13:00～14:00

- ・ 場所

MCP事務所

ご安全に！

